

あなたの町の募金は、
あなたの町のために使われています。

赤い羽根共同募金

令和7年度募金（令和8年度事業）

じぶんの町を良くする

プロジェクト大募集

申請書受付期間 令和7年4月1日（火）～4月30日（水）必着



富山県共同募金会では、県内の民間社会福祉施設や福祉団体、ボランティア、NPO等が、地域福祉推進のために令和8年度中に実施する事業に対して、共同募金の助成申請を受け付けます。

メインテーマである「じぶんの町を良くするしくみ」に加え、令和2年度から継続して「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を共通助成テーマとして掲げ、活動を推進しています。

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのために、福祉活動を行う施設や団体からの申請をお待ちしております。

社会福祉法人富山県共同募金会
市町村共同募金委員会

〒930-0094 富山市安住町5番21号 TEL. 076-431-9800 FAX. 076-432-6551

Mail info@akaihane-toyama.or.jp

Web www.akaihane-toyama.or.jp





赤い羽根共同募金（一般募金）の 助成申請について

富山県共同募金会では、

子育て支援や自立・社会参加の支援、支え合いのネットワークづくりなど、安心して暮らすことができるまちづくりに貢献する事業や、貧困・虐待・いじめ・自殺など、社会的に深刻な課題への取り組み、制度の「はざま」や「すきま」にある課題への取り組み、多様な分野や団体等との協働で地域の課題解決に取り組む事業、地域の福祉ニーズに対する先駆的な取り組みなど、住民参加による福祉のまちづくりを推進する活動を応援しています。

これら地域福祉推進のための事業資金を必要としている民間の福祉施設や団体に対して、赤い羽根共同募金（一般募金）の助成申請を次のとおり受け付けます。

■ 対象事業

1. 経常費

地域住民の福祉向上を図るための住民参加による地域福祉活動や施設の機能を活用した独自のサービスなど、社会福祉を目的とした事業を実施するために必要な経常的経費のことを言います。

ただし、人件費、旅行に要する経費、役員会・総会・会報発行など、施設や団体の運営に要する一般的経費、地方公共団体の補助を受けて実施する事業、他から委託を受けて実施する事業、介護保険制度や障害者総合支援制度など公的制度の対象となる事業は、助成の対象となりません。

2. 臨時費

地域福祉推進のために必要な備品などの整備や施設の改築・修繕など、社会福祉を目的とした事業を行う施設や団体の臨時的経費のことを言います。

ただし、「1. 経常費」の助成対象外事業のための施設整備や備品整備、門扉の設置・駐車場整備・浄化槽設置・下水道整備・安全点検など、施設設置者として行うべき基礎的部分の改修などは対象となりません。

なお、助成金額の限度は事業費の4分の3以内とし、かつ法人格を有する場合は最高額300万円、法人格を有しない場合は最高額100万円とします。

また、同一事業に対して他団体からも助成を受ける場合は、事業費から助成金額を除いた額の4分の3以内とします。

※ 本会が定める助成基準や助成方針をホームページに掲載しておりますので、よくお読みのうえ、対象事業を明確にしてから申請してください。また車両の申請の場合は、さらに車両専用申請書もご記入ください。

■ 申請書受付期間

令和7年4月1日（火） ～ 4月30日（水） 必着

なお、申請様式（Microsoft Word 形式）は、本会ウェブサイトからダウンロードできますが、希望によりメールでも配信しますので、本会までご請求ください。

■ 問合せ及び申請先

1. 経常費のうち、市町村区域内を対象とした事業は各市町村の共同募金委員会（裏面参照）へ。
2. 臨時費及び県広域を対象とした事業や複数の市町村にまたがる事業は本会へ。

■ 記入上の留意事項

申請事業は、本会の広報活動やインターネットなどを通じて一般公開されます。共同募金は寄付者の理解や共感によって成り立っている運動ですので、地域の中で現在生じている課題や事業を実施することで解決したいこと、事業の必要性や期待される効果など、事業の目的や内容をわかりやすく伝えるよう心掛けてご記入ください。

■ 提出上の注意事項

- ・ 表紙は不要です。
A4判以上の書類がある場合は、A4判の大きさに折り綴じ込むこと。
- ・ 提出後に代表者の変更が生じた場合は、ただちに本会または市町村共同募金委員会に届けること。
- ・ 添付書類の不備や記入漏れがあるものなどについては受け付けしないので注意すること。

■ 審査及び決定方法

助成先及び金額については、助成によって期待される効果や助成金を十分活用し得る事業かどうか、定例的・継続的な事業や団体が本来的に行う事業でないか、申請者も共同募金運動の担い手として募金活動や広報活動、助成事業の積極的な周知などを通じて運動の発展のために主体的に関わることが期待できるかなどを考慮し、市町村共同募金委員会及び本会に設置する配分委員会で審査したうえで、理事会・評議員会において決定します。

助成の内定・否決の結果は、8月上旬頃に文書で通知しますが、正式な助成決定は、令和7年度の募金実績を勘案して、令和8年3月下旬ごろに行います。

【申請から決定までの流れ】

令和7年度	R07. 4月	一般助成申請受付（令和8年度実施事業）
	6月	審査、助成計画作成及び募金目標額決定
	8月	申請者へ助成内定・否決の通知
	10月	共同募金運動開始
	R08. 1月	募金集計
	2月	募金結果（目標額の達成状況）に応じて、助成金額を調整
	3月	助成決定
令和8年度	4月	助成金交付 申請事業の実施



富山県共同募金会の

市町村共同募金委員会（地域・地区委員会）一覧

富山県共同募金会では、市町村の区域を単位とした第一線の活動組織として共同募金委員会（地域・地区委員会）を設置し、地域福祉の推進のために募金運動を展開しています。共同募金の寄付や助成に関するご相談のほか、募金箱の設置やチャリティーイベント、街頭募金の実施など、運動に参加・協力いただける方からのご連絡をお待ちしておりますので、皆様の温かいご協力をお願いいたします。

市 町 村	〒	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
富 山 市	939-8640	富山市今泉 83-1	076-422-3400	076-491-2433
大沢野 地域	939-2224	富山市春日 96-1	076-467-1294	076-468-3563
大 山 地 域	930-1312	富山市上滝 523-1	076-483-4111	076-483-4155
八 尾 地 域	939-2376	富山市八尾町福島 200	076-454-2390	076-454-2356
婦 中 地 域	939-2603	富山市婦中町羽根 1105-7	076-469-0775	076-469-0779
山 田 地 域	939-2376	富山市八尾町福島 200	076-454-2390	076-454-2356
細 入 地 域	939-2224	富山市春日 96-1	076-467-1294	076-468-3563
高 岡 市	933-0866	高岡市清水町 1-7-30	0766-23-2917	0766-26-2379
魚 津 市	937-0801	魚津市新金屋 2-13-26	0765-22-8388	0765-22-8390
氷 見 市	935-0025	氷見市鞍川 975	0766-74-8407	0766-74-8409
滑 川 市	936-0051	滑川市寺家町 104	076-475-7000	076-475-9671
黒 部 市	938-0022	黒部市金屋 464-1	0765-54-1082	0765-52-2797
砺 波 市	939-1386	砺波市幸町 8-17	0763-32-0294	0763-33-6324
小 矢 部 市	932-0821	小矢部市鷺島 15	0766-67-8611	0766-67-4896
南 砺 市	932-0211	南砺市井波 521	0763-82-2941	0763-82-2952
射 水 市	939-0351	射水市戸破 4200-11	0766-55-5201	0766-55-5208
舟 橋 村	930-0282	中新川郡舟橋村仏生寺 55	076-464-1847	076-464-1558
上 市 町	930-0361	中新川郡上市町湯上野 1176	076-473-9300	076-473-9388
立 山 町	930-0221	中新川郡立山町前沢 1169	076-463-3356	076-463-2334
入 善 町	939-0642	下新川郡入善町上野 2793-1	0765-72-5686	0765-74-2408
朝 日 町	939-0741	下新川郡朝日町泊 418	0765-83-0576	0765-83-1589